の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告し、当該勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができることとした。（第三四条関係）

4　異常気象等による船舶交通の危険を防止するための対策の実施に関する協議会

海上保安庁長官は、湾その他の海域ごとに、異常気象等による船舶交通の危険を防止するための対策の実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとし、協議会において協議が調った事項について、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととした。（第三五条関係）

二　港則法の一部改正関係

1　異常気象等時における船舶の安全な航行等を援助するための措置

㈠　港長は、異常気象等による船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、特定港内及び特定港の境界付近の区域のうち異常気象等が発生した場合に特に船舶交通の安全を確保する必要がある区域において航行等をしている船舶に対し、当該区域において安全に航行等をするために当該船舶において聴取することが必要と認められる情報を提供することとし、当該船舶は、当該区域において航行等をしている間は、当該情報を聴取しなければならないこととした。（第四三条関係）

㈡　港長は、異常気象等により、㈠の船舶の航行等に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該船舶に対し、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告し、当該勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができることとした。（第四四条関係）

2　異常気象等時における海上保安庁長官による港長等の職権の代行

海上保安庁長官は、一の2の㈠の海域からの退去を命じ、又は一の2の㈡の海域からの退去を勧告しようとする場合において、これらの海域及び当該海域に隣接する港からの船舶の退去を一体的に行う必要があると認めるときは、港長等に代わって第三九条第三項及び第四項に規定する職権を行うこととした。（第四八条第一項関係）

三　航路標識法の一部改正関係

1　工事原因者の工事の施行等

海上保安庁長官は、海上保安庁が管理する航路標識（以下「管理航路標識」という。）に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は管理航路標識を汚し、若しくは損傷した行為（以下「他の行為」という。）によって必要を生じた管理航路標識に関する工事等を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者にさせることができることとした。（第三条関係）

2　海上保安庁以外の者の行う管理航路標識に関する工事等の承認

㈠　海上保安庁以外の者が管理航路標識に関する工事等をしようとするときは、海上保安庁長官の承認を受けなければならないこととした。（第四条及び第五条関係）

㈡　海上保安庁長官は、㈠に違反する行為をした者等に対し、㈠の承認を取り消し、その効力を停止し、又は工事等の中止若しくは管理航路標識を原状に回復することを命ずることができることとした。（第六条第一項及び第二項関係）

㈢　㈡により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者（㈢において「義務者」という。）を確知することができないときは、海上保安庁長官は、当該義務者の負担において、当該措置を自ら行うこと等ができることとした。（第六条第三項関係）

3　航路標識協力団体

㈠　海上保安庁長官は、㈡の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる一定の団体を、その申請により、管理航路標識ごとに航路標識協力団体として指定することができることとした。（第七条関係）

㈡　航路標識協力団体は、㈠による指定に係る管理航路標識について、次に掲げる業務を行うものとすることとした。（第八条第一項関係）

(1)　海上保安庁長官に協力して、管理航路標識に関する工事等をすること。

(2)　管理航路標識の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(3)　管理航路標識の管理に関する調査研究及び啓発を行うこと。

(4)　管理航路標識の管理に関する知識の普及を行うこと。

(5)　(1)から(4)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

㈢　航路標識協力団体は、㈡の(1)の業務として、管理航路標識に関する工事等をしようとするときは、当該工事の設計等について海上保安庁長官に協議しなければならないこととし、協議が成立することをもって、2の㈠の承認があったものとみなすこととした。（第八条第二項及び第三項関係）

㈣　海上保安庁長官の航路標識協力団体に対する監督等を定めることとした。（第九条関係）

㈤　海上保安庁長官は、航路標識協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をすることとした。（第一〇条関係）

4　異常気象等又は非常災害時における航路標識の設備の変更手続の合理化

第一一条第一項の許可を受けた者は、二の1の㈠による情報の提供が行われている区域等にある電波を使用する航路標識の設備を変更したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならないこととした。（第一三条第三項関係）

5　航路標識に関する費用

㈠　2の㈠の承認を受けて海上保安庁以外の者がする管理航路標識に関する工事等に要する費用は、当該工事等をする者が負担しなければならないこととした。（第三一条関係）

㈡　この法律の規定による義務又はこの法律の規定に基づく処分による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなければならないこととした。（第三二条関係）

㈢　海上保安庁長官は、他の工事又は他の行為により必要を生じた管理航路標識に関する工事等の費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者にその全部又は一部を負担させることとした。（第三三条関係）

㈣　海上保安庁長官は、2の㈢又は5の㈢に基づく負担金をその納期限までに納付しない者に対し、納付すべき期限を指定して督促しなければならないこととし、当該者がその指定の期限までに納付しないときは、国税滞納処分の例により負担金及び延滞金を徴収することができることとした。（第三四条関係）

6　海上保安庁の行う電波を使用する航路標識による情報の送信

海上保安庁は、空港、道路、港湾施設その他の施設を設置し、又は管理する者からの申出を受けた場合において、海上保安庁長官が船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、その業務の遂行に支障のない限り、二の1の㈠による情報の提供が行われている区域等内において、当該者に代わって電波を使用する航路標識による情報の送信を行うことができることとした。（第三六条関係）

四　施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（法律第五四号）（環境省）

1　定義

㈠　「地球温暖化対策」の定義を改正し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいうものとすることとした。（第二条第二項関係）

㈡　「地域脱炭素化促進事業」の定義を新設し、再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化のための施設として環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの（以下「地域脱炭素化促進施設」という。）の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいうものとすることとした。（第二条第六項関係）